

## 様式2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	感染症対策センター感染症対策企画グループ
契約締結年月日	令和5年7月7日
契約者名	国立大学法人山梨大学
契約名	令和5年度下水サーベイルанс体制構築事業委託契約
契約金額 (税込み)	10,390,986円
随意契約理由	<p>新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月に感染症法上の位置づけが変更され、総数把握から定点把握に移行した。一方、新型コロナ感染症自体がなくなるわけではなく、今後も流行を繰り返すことが想定されることから、定点把握に加えた重層的なサーベイルансの実施が必要とされている。</p> <p>国では令和4年度に内閣官房が実証実験を行い、本県では山梨大学を代表機関に衛生環境研究所等が連携して事業に参加した。</p> <p>全国的にも下水サーベイルансの実績・ノウハウ等の専門性を兼ね備えている人材・機関は乏しく、本県では、研究機関としての高い専門性・実績を有する山梨大学において他にないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とし、財務規則第137条第3項により見積合わせを省略した。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号